

鶴岡東高等学校いじめ防止対策委員会規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 鶴岡東高等学校いじめ防止対策委員会規定（以下本規定という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）並びに、いじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定。以下いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針を一括して本法律という）に基づき組織される「鶴岡東高等学校いじめ防止対策委員会」（以下本委員会という）が円滑に機能出来るよう定めるものである。従って、本法律に定める目的達成に努めなければならない。

(定 義)

第2条 本規定において「いじめ」とは、鶴岡東高等学校（以下本校という）に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 本規定において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基 本 理 念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

2. いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるものであること。

3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者、関係機関との連携のもといじめ問題を克服する。

(いじめの禁止)

第4条 生徒は、いじめを行ってはならない。

(本校の責務)

第5条 本校は、本規定にある基本理念にのっとりいじめ防止のために必要な措置を講じなければならない。

(本校及び教職員の責務)

第6条 本校及び教職員は、本規定にある基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、関係機関との連携のもと学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(保護者の責務等)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。

2. 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護しなければならない。

3. 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力しなければならない。

第 2 章 委 員 会

(いじめ防止対策委員会の設置)

第8条 本委員会は常設委員会を設置する。

(委員会 の 構 成)

第9条 本委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- | | | |
|-----------------|------------------|----------|
| (1) 学校長 | (2) 副校長 | (3) 教頭 |
| (4) 生徒指導課長 | (5) 特別支援コーディネーター | (6) 養護教員 |
| (7) 学校評議員の中から1名 | (8) 教育関係者から1名 | |

2. 前第1項の7号、8号の委員は学校長の指名による。但し、任期は1年間とするが、再任する事が出来る。

3. 前第1項の1号～8号以外に学校長は、必要に応じて外部の有識者、学年主任、学級担任等を臨時的に委員として任命することが出来る。但し、臨時的委員の任期は当該事案の終了までとする。

(委員の役割)

第10条 前条に定める委員は次の各号の任務を負うものとする。

- (1) 学校長は、委員長を務め、委員会の議長となる。
- (2) 副校長は、副委員長を務め、委員長の代理となる。
- (3) 生徒指導課長は、本委員会を所轄する。

(委員会の開催)

第11条 本委員会は、次の1号～2号の定めにより開催しなければならない。

- (1) 1学期、2学期にそれぞれ各1回は開催しなければならない。
- (2) 必要ある時は、委員長は臨時に委員会を開催しなければならない。

(委員会の任務)

第12条 本委員会は、次の1号～6号に定める任務を負うものとする。

- (1) いじめ防止のための調査、研究並びに啓蒙活動。
- (2) いじめ防止のための教職員研修の立案並びに実施。
- (3) いじめ防止のための各種対策。
- (4) 本校を運営する学校法人齋藤学園、県学事課、PTA、警察、医療機関等関係機関への報告並びに連絡調整を行う。
- (5) いじめの実態把握のために1学期、2学期にそれぞれ各1回生徒、保護者等を対象としたアンケート調査を実施する。また、必要に応じて、臨時的にアンケート調査を実施しなければならない。
- (6) 前6号により、いじめの予兆や懸念される事項が記述されていた場合、委員長は速やかに臨時の委員会を開催し事実の解明に努め、対応策を講じなければならない。
- (7) その他、本規定の目的達成のための諸施策。

(委員会運営の細則)

第13条 本規定を円滑且つ具体的に機能させるため、本規定の精神に則り、その指導のあり方、取り組み等に関する事項を別に定めるものとする。

付 則

第14条 本規定は、平成25年10月1日より施行する。

第15条 本規定は、平成26年4月1日より改正施行する。

いじめ防止の指導のあり方と取り組み方等に関する事項

いじめの未然防止

※ いじめに対する理解を深めるために、全教職員による研修会を毎年度4月に開催する。

※ ホームルーム指導の年間計画に、いじめ防止の事項を組み込む。

- ① 年度当初、学年集会・全校集会で全生徒に「命の尊さ」「生き方」などについてしっかり教え、「いじめは絶対に許されない」ことを指導する。
- ② 日常の生徒とのコミュニケーションや家庭への連絡を大切にする。
- ③ 年間2回（1、2学期）の「いじめ発見調査アンケート」を生徒及び保護者に実施し、いじめ防止対策委員会で検討する。
- ④ 担任は、年2回（1、2学期）の教育相談を必ず実施する。いじめの予兆や懸念される点が見受けられた時には随時、教育相談を実施する。
- ⑤ 日常のチェックリスト（別紙）により生徒の把握に努める。

〔日常のチェックポイント〕

欠席・遅刻・早退。元気がない。保健室の利用。孤立しがち。職員室の近くにいる。当番をいつも行っている。落書き。衣服の汚れ・破れ。擦り傷や怪我。ひやかし。グループで行動 など

- ⑥ ネット上のいじめに対しては、ネットパトロールなどで検索・把握に努める。また、書き込みなどの検索・監視を業者に委託し、不適切な利用については学校に連絡をしてもらう。入学当初に、インターネットに関する情報モラル・トラブルについての学年並びに全校生徒への講演会等を実施する。
- ⑦ 生徒会や風紀委員会などの生徒活動の輪を広げる。

いじめの発生時の適切な対応

いじめを認知した場合は速やかに校長に報告をし、いじめ防止対策委員会を開催する。

- ① 当事者双方及び周りの生徒から聞き取り調査をし、実態を正確に把握する。

聞き取りは個別に行い、関係教職員と情報を共有しながら状況を正確に把握する。

更に、出来るだけ詳細な記録をとる。

把握事項（加害者と被害者の確認・時間と場所・内容・背景と要因等）

- ② いじめを認知した時は、速やかに該当生徒の保護者へ直接会ってその事実を知

らせる。また、学校との連携や協力を求める。

- ③ 被害にあった生徒やいじめを知らせにきた生徒を守りぬくことを第一にする。

- ④ 個人情報の取り扱い、プライバシーに留意する。

- ⑤ 全教職員の共通理解のもと、指導の方針に従って役割分担を確認する。

- ⑥ 状況に応じ、関係機関（本校の学校法人・県学事課・PTA・警察・医療機関
など）に報告し、連携を図る。

- ⑦ 当事者（いじめられた子・いじめた子）への指導・支援の徹底。

- ⑧ 該当生徒から把握した情報の取扱いは十分注意し、また当事者生徒のその後の様子にも細心をはらい継続した指導を行う。

- ⑨ その他、本校安全規定1号から3号対策の緊急連絡・管理体制によって対応する。

いじめ情報の キャッチ	・ 「いじめ防止等のための対策の組織」を召集する。 ・ いじめられた生徒を徹底して守る。 ・ 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
	
正確な実態把握	・ 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。 ・ 個別に聴取する。 ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ・ ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。
	
指導体制・方針	・ 指導のねらいを明確にする。 ・ 全教職員の共通理解を図る。 ・ 対応する教職員の役割分担を考える。 ・ 関係機関との連携を図る。
	
生徒への指導・支援	・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。 ・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは許されない行為だ」という意識をもたせる。
保護者との連携	・ 直接会って、具体的な対策を話す。 ・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
	
今後の対応	・ 継続的に指導や支援を行う。 ・ カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

鶴岡東高等学校いじめ防止基本方針

1. 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

2. 基本方針について

(1)目的

生徒が、いじめによって教育を受ける権利を著しく侵害され、或いは心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受け、その生命または身体に重大な危険を生じるとする「重大事態」の発生を防止することはもちろんのこと、そのきっかけとなる日常のいじめ予防・早期発見・適切な対処等を目的とし、学校・家庭・その他関連機関と連携の下、総合的かつ効果的な対策を組織的に推進するものとする。

(2)定義

ここにおける「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であり、こうした行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3)本校及び教職員の責務

本校及び教職員は、基本理念にのっとり、家庭との連携を密にし、必要に応じて児童相談所、警察や学事課を含むその他関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

学校及び教職員は、いじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

(4)保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめをおこなうことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導をおこなうよう努める。

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

3. いじめ防止対策委員会

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的におこなうため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会の委員長を学校長とし、委員は副校長・教頭・生徒指導課長・特別支援コーディネーター・養護教諭・学校評議員・教育関係者とする。

また校長は必要に応じて、他の管理職、学年主任、担任、関係学年職員、スクールカウンセラー、部活動顧問等を加えることができる。

4. いじめの未然防止について

いじめは、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象に、いじめを生まない学校づくりに取り組む。いじめ防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすることであり、教職員は、以下の点に留意し、教育活動をおこなう。

5. いじめの早期発見について

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。いじめを発見した場合には、担任、学年主任、生徒指導部長を通じて管理職に報告する。

具体的には以下の方法で実態把握に取り組む。

1. 定期的なアンケート調査（年2回としているが、必要に応じて随時）、教育相談（年2回の設定をしているが、状況に応じて随時）、授業時間外の日常の生徒観察。
2. 教員間（スクールカウンセラー、部活動外部コーチも含む）の情報共有。
3. 学級懇談会、保護者面談、その他保護者からの個別相談を通じての情報把握。
4. ネットパトロールや一般通報等、外部からの情報提供。

6. いじめの相談・通報について

生徒・保護者・教職員がいじめに係る相談のできる体制を整備する。相談窓口は、担任、副担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等とする。

相談場所は、生徒相談室、保健室等とする。

学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

7. いじめを認知した場合の対応について

いじめの通報を受けたとき、または生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、生徒に係るいじめの事実の有無の確認をおこなうための措置を講ずる。

① いじめの発見・通報を受けた後の対応

連絡・報告

発見者→担任→学年主任→生徒指導課長→管理職→いじめ防止委員会の招集（事実の確認方法の協議）

② いじめ事実の確認

いじめ防止委員会の招集（事実有無の判断協議）→被害生徒・保護者、加害生徒・保護者へ調査結果の通知（状況に応じて警察への相談、学事課への報告）

※ いじめを受けた生徒への聴き取りの際の留意点

生徒の心情を理解した上で、学校が最後まで守り抜くことを伝え、複数の職員で聴き取りをし、全ての記録を保存する。

※ いじめをおこなった生徒や周囲の生徒への聴き取りの際の留意点

- ・複数の職員で聞き取りをし、慎重に事実確認等をおこない、全ての記録を保存する。
- ・加害生徒の特定が難しい場合も多いので、様々な角度から検討し、結果を焦ることのないよう努める。
- ・いじめをおこなった生徒が、いじめを受けた生徒や通報した生徒に物理的・精神的な圧力を加えないよう指導する。また、そのようなことがないか、生徒から情報を収集する。

8. 指導について

① いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

本人との面談、日常観察、家庭との連絡を密にとり、再発防止に努める。その際、複数の教職員の協力の下、生徒の見守りをおこなうなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。

また、安心して学習や学校生活に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。

② いじめをおこなった生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。なお、校長は内容に応じて懲戒を加える。保護者へは、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てる生徒、同調する生徒、見て見ぬ振りをする行為も、いじめに荷担する行為であることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき

警察署と連携してこれに対処する。特に生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

9. 重大事態への対応について

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、校長は速やかに、いじめ防止委員会を招集し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

校長は当該生徒及び保護者へ調査結果を報告すると同時に、可能な限り適切な措置を講ずる。また、重大事態発生の際には、県知事へその旨を速やかに報告し、県と連携して対処していくものとする。

10. 学校評価について

学校の評価を行う場合において、いじめ防止対策を取り扱うに当たり、いじめの事実が隠蔽されることなくいじめの実態把握、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

また、いじめ防止委員会を中心に、全職員で本基本方針の検証・評価を行い、実情に応じて見直しを図っていく。